

平成19年7月27日

通 所 介 護 事 業 所

通所リハビリテーション事業所 各 位

堺市健康福祉局福祉推進部

事業者指導室長

通所介護及び通所リハビリテーションに係る取扱いについて(通知)

平素は介護保険事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先日会計検査院による介護給付費の検査が大阪府下の施設等において実施されました。その結果、次のように改善すべき点が見られましたので、各事業所におかれましても再度事業内容を点検いただき、適正な運営に努めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

＜検査結果の概要（通所介護及び通所リハビリテーション）＞

サービス提供記録等にサービスの開始時間、終了時間の記載がなく、実際のサービス提供時間と請求区分（所要時間6時間以上8時間未満 等）が整合しているか確認できない。また、通所介護計画又は通所リハビリテーション計画（以下「通所サービス計画」という。）にも予定時間の記載がない。

理美容サービスを提供した利用者について所要時間等の記載がなく、理美容に要した時間を差し引いて請求しているか確認できない。

＜改善指導の概要＞

1. 通所サービス計画について

サービス提供の予定曜日、予定時間等を記載してください。また、具体的なサービスの内容等を記載するようにしてください。（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第99条第1項（通所介護）及び第115条第1項（通所リハビリテーション）参照）

2. サービス提供記録について

利用者毎にサービス提供の開始時刻・終了時刻がわかるように記載してください。また、予定時間と異なる時間に来所、退所した場合、延長サービスを受けた場合、理美容サービスを受けた場合など、突

発的な事項についてはその時刻や内容を特記してください。また、突発的な事項により当日のプログラムが変更される場合は、その変更内容がわかるようにしておいてください。（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第104条の2第2項第2号（通所介護）及び第118条の2第2項第2号（通所リハビリテーション）参照）

3. 理美容について

理美容を行った利用者については所要時間を差し引いた時間で請求を行ってください。また、サービス提供記録に理美容に要した時間やプログラムの変更内容がわかるようにしておいてください。（下記＜参考資料＞参照）

＜参考資料＞ 平成14年5月17日介護保険最新情報 Vol.127

デイサービスセンター等の通所サービスの提供場所において、通所サービスに付随して理美容サービスを提供することは可能か？

理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれないが、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。

なお、通所サービスの提供時間帯には、理美容サービスに要した時間は含まれない。

デイサービスセンター等において理美容サービスを受ける時間帯は、通所サービス開始前又は終了後に限られるのか？

通所サービスについては、利用者ごとの通所介護計画等に基づき、利用者のニーズに応じた適正なサービス提供がなされることが必要であり、通所サービスとの区分が明確であれば、必ずしも開始前又は終了後に限る必要はない。

この場合、通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所サービス計画について、本人に対する説明と了解を得ていること、通所サービスの利用料とは別に費用請求がおこなわれていることが必要である。

問い合わせ先

健康福祉局福祉推進部

事業者指導室（担当） 眞鍋

TEL 072-228-7456 FAX 072-222-1452